

第37回山梨県環境保全審議会（平成25年11月12日開催）

審議事項(1)資料

第2次山梨県環境基本計画（仮称）
の骨子（案）について

森 林 環 境 総 務 課

第 2 次 山 梨 県 環 境 基 本 計 画 （ 仮 称 ）

骨 子
（ 案 ）

平成 2 5 年 1 1 月

山 梨 県

目 次

第1章 計画策定の考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	
第2節 計画の目的	
第3節 計画の性格・他計画等との関係	
第4節 計画の対象	
第5節 計画の期間	
第6節 計画の構成	
第2章 環境に関する状況	3
第1節 環境を取り巻く状況	
第2節 本県の基本特性	
第3節 本県の環境の現状	
第4節 これまでの成果・今後の課題	
第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像	4
第1節 計画の基本目標	
第2節 4つの目指すべき将来像	
第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割	5
第1節 県民の役割	
第2節 民間団体の役割	
第3節 事業者の役割	
第4節 市町村の役割	
第5節 県の役割	
第5章 環境の保全と創造のための施策の展開	6
第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	
第2節 安全・安心で快適な生活環境づくり	
第3節 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	
第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	
第5節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり	
第6節 環境の保全と創造のための基盤づくり	
第6章 重点的に取り組む施策	7
第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	
第2節 健全な森林・豊かな緑の保全	
第3節 持続可能な水循環社会づくり	
第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	
第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進	
第6節 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進	
第7節 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進	
第7章 計画の推進	8
第1節 推進体制	
第2節 計画の進行管理	

第1章 計画策定の考え方

第1節 計画策定の趣旨

- ・ 物質的豊かさと利便性の一方で、様々な環境問題が顕在化している。
- ・ 生活行動や事業活動を「環境」の視点で見直す必要性が出てきている。
- ・ 私たちは、環境保全に向けた各主体の取組を進め、豊かな自然や良好な環境を将来の世代に引き継ぐ義務を有している。
- ・ 平成16(2004)年4月に、環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行、施策を総合的、計画的に推進するため、条例第8条の規定に基づき平成17(2005)年2月に山梨県環境基本計画を策定した。
- ・ 平成25(2013)年度に「山梨県環境基本計画」が目標年次を迎えるのに伴い、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、新たに「第2次山梨県環境基本計画(仮称)」を策定する

➡ 計画策定の背景や経緯を記載し、本計画策定の趣旨を示します。

第2節 計画の目的

- ・ 健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。
- ・ 県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

➡ 山梨県環境基本条例の規定に基づき、本計画の目的を記載します。

第3節 計画の性格・他計画等との関係

- ・ 本計画は、県政運営の基本指針である「第二期チャレンジ山梨行動計画」(平成23(2011)年10月策定)の基本理念である「暮らしやすさ日本一の県づくり」を環境面から推進する計画。
- ・ 「環境先進地域」山梨の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする。
- ・ 本県の環境保全に関連する個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定し、推進する。
- ・ 県政の各分野の計画等についても、環境に関する事項については、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画と相互に連携しながら、施策の展開・推進を図る。

➡ 県政運営の基本指針や他の県の各種計画と本計画との関係について記載します。

第 4 節 計 画 の 対 象

- ・ 環境は、それ自体が包括的な概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化により変遷していくもの。
- ・ よって、限定的には捉えず、今後、新たな環境問題が生じた場合は適切に対応していく必要がある。
- ・ 本計画では、対象とする環境を、「山梨県環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、おおよそ次のとおりとする。

生活環境	○ 廃棄物、物質循環 等 ○ 大気、水質、騒音、振動、悪臭、地盤、化学物質 等 ○ 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等
自然環境	○ 森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 等
地球環境	○ 地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等

➡本計画の対象について記載します。

第 5 節 計 画 の 期 間

- ・ この計画は、平成35(2023)年度を目標年次として策定する。
- ・ なお、環境の状況の変化などに対応するため、計画の目標値等については、おおむね5年を目途に見直しを行う。
- ・ 計画の策定時に想定されなかった社会経済情勢や環境問題の変化等が生じた場合は、随時必要に応じて見直しを行う。

➡本計画の期間について記載します。

第 6 節 計 画 の 構 成

- ・ 第1章 計画策定の考え方
- ・ 第2章 環境に関する状況
- ・ 第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像
- ・ 第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割
- ・ 第5章 環境の保全と創造のための施策の展開
- ・ 第6章 重点的に取り組む施策
- ・ 第7章 計画の推進

➡本計画の構成（第1章～第7章）を記載します。

第2章 環境に関する状況

第1節 環境を取り巻く状況

- 1 社会的背景
- 2 環境に関する国内外の情勢

➡近年の社会情勢や、環境に関する国内外の情勢について記載します。

第2節 本県の基本特性

- 1 地勢
- 2 気候・気象
- 3 人口・世帯数
- 4 産業
- 5 県民性

➡地勢、気候・気象等の本県の基本特性について記載します。

第3節 本県の環境の現状

- 1 生活環境
 - ・ 大気、水質、騒音・振動・悪臭、地盤沈下・土壌汚染、化学物質、廃棄物、緑・景観
- 2 自然環境
 - ・ 動物、植物、自然公園等、富士山、森林、水環境
- 3 地球環境
 - ・ 地球温暖化、オゾン層、エネルギー

➡本県の環境の現状について生活環境、自然環境、地球環境の観点から記載します。

第4節 これまでの成果・今後の課題

- 1 山梨県環境基本計画の進捗状況(平成24年度末までの状況)
- 2 県民の環境に関する意識、ニーズの変化
- 3 これまでの成果・今後の課題

➡現在の山梨県環境基本計画の進捗状況とともに、県民の環境に関する意識・ニーズの変化について、県民意識調査の結果を元に記載し、本県の環境に関するこれまでの成果・今後の課題を明らかにします。

第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像

第1節 計画の基本目標

＜第2次山梨県環境基本計画(仮称)基本目標＞

(現在検討中)

➡ 本県の環境の状況や踏まえ、「山梨県環境基本条例」で示された3つの基本理念に基づく取組を推進していくにあたっての、本計画の基本目標を提示します。

第2節 4つの目指すべき将来像

- ・ 物質循環: 環境負荷の少ない循環型の地域社会
- ・ 生活環境: 安全・安心で快適な生活環境
- ・ 自然環境: 生物多様性に富んだ自然共生型社会
- ・ 地球環境: 地球環境の保全に貢献する地域社会

➡ 本計画の基本目標の実現に向けて、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の4つの分野の各々について、目指すべき将来像を記載します。

山梨県環境基本条例(平成16年4月施行) 基本理念(第三条)

- 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全を積極的に推進されなければならない。

第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割

第1節 県民の役割

- ・ 環境負荷の少ない循環型の地域社会
- ・ 安全・安心で快適な生活環境
- ・ 生物多様性に富んだ自然共生型社会
- ・ 地球環境の保全に貢献する地域社会

第2節 民間団体の役割

- ・ 環境負荷の少ない循環型の地域社会
- ・ 安全・安心で快適な生活環境
- ・ 生物多様性に富んだ自然共生型社会
- ・ 地球環境の保全に貢献する地域社会

第3節 事業者の役割

- ・ 環境負荷の少ない循環型の地域社会
- ・ 安全・安心で快適な生活環境
- ・ 生物多様性に富んだ自然共生型社会
- ・ 地球環境の保全に貢献する地域社会

第4節 市町村の役割

- ・ 環境負荷の少ない循環型の地域社会
- ・ 安全・安心で快適な生活環境
- ・ 生物多様性に富んだ自然共生型社会
- ・ 地球環境の保全に貢献する地域社会

第5節 県の役割

- ・ 環境負荷の少ない循環型の地域社会
- ・ 安全・安心で快適な生活環境
- ・ 生物多様性に富んだ自然共生型社会
- ・ 地球環境の保全に貢献する地域社会

➡ 第3章で提示した本計画の目指す将来像の実現に向けて、地域を構成する県民・民間団体・事業者・市町村・県のそれぞれがどのような役割と責任のもとで取り組むことが望ましいのかを示します。

第5章 環境の保全と創造のための施策の展開

第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

- (1)生活様式等の転換の促進
- (2)資源の循環的な利用の促進
- (3)廃棄物の適正処理の推進

第2節 安全・安心で快適な生活環境づくり

- (1)大気汚染の防止
- (2)水質の保全
- (3)化学物質による環境汚染の防止
- (4)騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止
- (5)放射性物質の監視
- (6)魅力ある景観づくり

第3節 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

- (1)多様な自然環境の保全
- (2)野生動植物の保護と適正な管理の推進
- (3)自然公園等の管理
- (4)自然とのふれあいの増進
- (5)環境影響評価制度の実施等

第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

- (1)地球温暖化の防止
- (2)クリーンエネルギーの導入促進
- (3)オゾン層の保護対策の推進

第5節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

- (1)多様な環境教育・環境学習の推進
- (2)人材の育成・活用
- (3)環境に関する活動の展開
- (4)協働取組の促進

第6節 環境の保全と創造のための基盤づくり

- (1)環境情報の総合的な収集・提供体制の確立
- (2)環境モニタリング・環境科学研究の推進
- (3)国際協力の推進

➡ 「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の4つの分野についての目指すべき将来像の実現に向け、それぞれの現状と課題を整理し、環境の保全と創造のための施策の方向を示します(第1～4節)。また、それぞれの分野における施策を展開してくために必要となる共通的・基盤的な施策も併せて記載します(第5節、第6節)。

第6章 重点的に取り組む施策

第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

- (1)多様な自然環境の保全
- (2)優れた景観の保全
- (3)富士北麓の不法投棄対策の推進

第2節 健全な森林・豊かな緑の保全

- (1)森林の多目的機能の発揮の促進
- (2)森林環境教育の推進
- (3)緑化の推進
- (4)ふれあいの機会の提供

第3節 持続可能な水循環社会づくり

- (1)健全な水環境の維持
- (2)水環境の保全
- (3)ふれあいの機会の提供

第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

- (1)美しい景観の保全・整備の推進
- (2)環境の保全に資する農業の促進

第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進

- (1)発生抑制等に関する役割や取組の明確化
- (2)公共関与による廃棄物最終処分場の確保
- (3)不法投棄対策等の推進

第6節 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

- (1)野生鳥獣の保護管理の推進
- (2)鳥獣害防止対策の強化

第7節 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進

- (1)クリーンエネルギーの導入促進
- (2)省エネルギー対策

➡ **本県の自然的、地域的な特性を踏まえた施策や、環境に関する重要課題及び国際社会の一員として取り組むべき課題等、7つの分野を重点的に取り組む施策として位置づけ、それぞれの現状と課題を整理し、施策の方向を示します。**

第7章 計画の推進

第1節 推進体制

- 1 庁内における推進体制
- 2 各主体との連携
- 3 国等との協力

➡ 本計画の推進に向けた体制について、庁内における推進体制、各主体との連携、国等との協力といった観点から記載します。

第2節 計画の進行管理

- 1 PDCAサイクルによる進行管理
- 2 環境の状況の公表

➡ PDCAサイクル（P（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：点検・評価）、A（Act：見直し・改善）のサイクル）を取り入れた本計画の進行管理方法について記載するとともに、環境の状況の公表方法等について記載します。

1 計画策定の考え方

① 計画策定の趣旨

- 物質的豊かさや利便性の一方で、様々な環境問題が顕在化
- 生活行動や事業活動を「環境」の視点で見直す必要性
- 環境保全に向けた各主体の取組を進め、豊かな自然や良好な環境を将来の世代に引き継ぐ義務

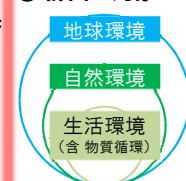
② 計画の目的

- 各種施策を有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進
- 各主体の公平な役割分担の下、自発的、積極的に環境保全等に取り組むよう方向づけ

③ 計画の性格・他計画等との関係

- 「第二期チャレンジ山梨行動計画」を環境面から推進
- 環境保全関連の個別計画等は、本計画の方向性に沿って策定・推進

④ 計画の対象



⑤ 計画の期間

- 目標年次は、平成35(2023)年度
- 目標値等は5年を目途に見直し

⑥ 計画の構成

- 全7章から構成

2 環境に関する状況

① 環境を取り巻く状況

- 社会的背景
- 環境に関する国内外の情勢

② 本県の基本特性

- 地勢
- 気候・気象
- 人口・世帯数
- 産業
- 県民性

③ 本県の環境の現状

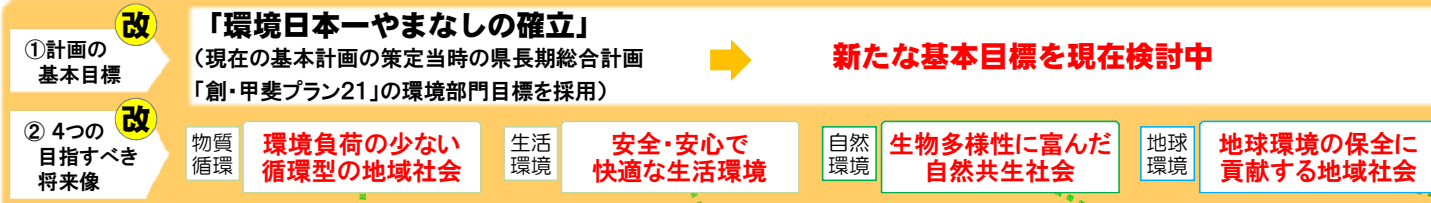
- 生活環境
- 自然環境
- 地球環境

④ これまでの成果・今後の課題

- 現在の環境基本計画の進捗状況
- 県民の環境に関する意識、ニーズの変化
- これまでの成果・今後の課題

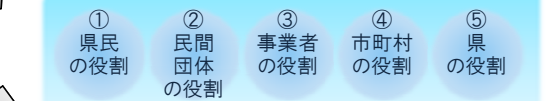
➡ 施策を総合的、計画的に推進するため、**山梨県環境基本条例第8条に基づき本計画を策定**

3 計画の基本目標・目指すべき将来像



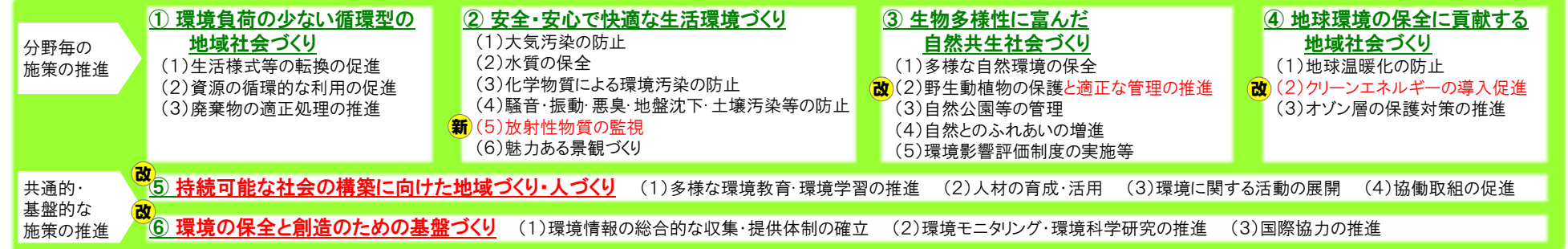
4 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割

地域を構成する各主体の取組の基本的な指針を提示



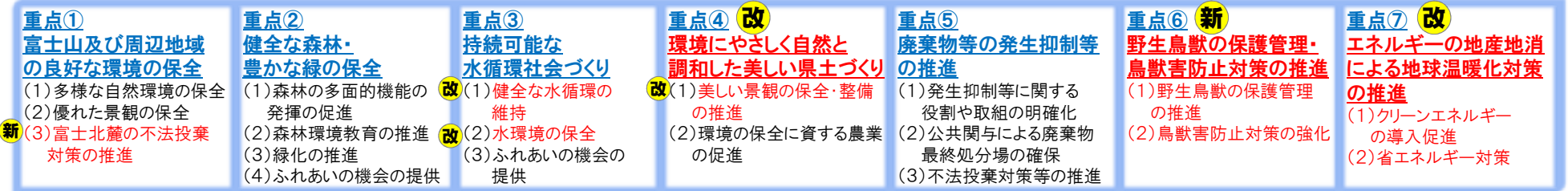
5 環境の保全と創造のための施策の展開

基本的な施策として6分野(24項目)を定め、現状と課題を整理し施策の方向を示すとともに、環境指標(数値目標など)を設定



6 重点的に取り組む施策

本県の自然的、地域的特性や環境に関する重要課題、国際社会の一員として重点的に取り組むべき課題について7分野(19項目)を定め、現状と課題を整理し施策の方向を示すとともに、環境指標(数値目標など)を設定



7 計画の推進

① 推進体制

- 「さわやか・やまなし環境創造本部」による施策の推進
- 県民、民間団体、事業者、市町村と連携した計画の推進
- 国、関係機関、周辺地方自治体との協力・連携による施策の推進

② 計画の進行管理

- PDCA(Plan(計画)-Do(実施)-Check(点検・評価)-Act(見直し・改善))サイクルを取り入れ、環境指標の点検・評価を通じた進行管理を実施
- 環境の状況を県ホームページ等を通して県民等へ公表するとともに、県環境保全審議会へ報告

審議事項(1)「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」

事前の御意見に対する県の考え方について

No.	項目	御意見種別	御意見内容	御意見に対する県の考え方
A 計画の目指す将来像について				
A-1	将来像		計画の目指す将来像を、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の4分野に分けたことはとてもよいと思います。また、各々の分野についての将来像も、今の環境を考えるうえで、適切な文言を使用していると思います。また、特に、「生物多様性に富んだ自然環境」に人だけでなく生物多様性の文言を入れたことは、山梨県でも、また世界的にも絶滅が危惧されている生物の保護が問われているだけに環境を考える上で大切なことだと思います。自然界の生物が共生できたなら、素晴らしい環境が実現するでしょう。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
A-2	将来像		将来像区分表現「物質循環」について「循環」という観点から蛇足とは思いますが、元の物質を再資源化して再生させるのであるから、私は「資源循環」が的確な表現と思う。	国の第四次環境基本計画における分野の分類や、第三次循環型社会形成推進基本計画において「資源循環」でなく「物質循環」という語が用いられていることから、本計画においても、分野の区分の表現として「物質循環」を使用します。
A-3	将来像		2011.3.11の大震災と福島原発の事故で、原発に替わる新エネルギーの確保が現状の大きな課題となっています。山梨県ではエネルギーの地産地消を目指しており、そのことから「エネルギー」として新しく項目を起こしてはいかがでしょうか。地球環境に含めてはインパクトが足りないと思います。 エネルギー (1)省エネ、創エネ、蓄エネの取り組み (2)生活様式の転換 ...公共交通機関の利用等を奨励	エネルギーについては、H25.4に新設したエネルギー局を中心に、「エネルギー地産地消推進戦略」(H25.4)に基づく取組を進めていることから、環境基本計画においては主に地球温暖化対策としてのエネルギー政策に焦点を当て、環境の保全と創造のための施策4「地球環境の保全に貢献する地域社会づくり」の一つとして位置付けるとともに、重点7「エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進」において取り上げ、重点的に取り組む施策として位置付けます。いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
B 環境の保全と創造のための施策				
B-1	1(4)	追加	資源の共有化の推進 家庭での不要家電を含む雑貨の供出と取得の交換場を設ける。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
B-2	1(4)	追加	クリーンエネルギーの導入	クリーンエネルギーについては、施策1「環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり」でなく、施策4「地球環境の保全に貢献する地域社会づくり」、重点7「エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進」において、細節でクリーンエネルギーの活用、導入

いただいた御意見については、一部要約等をして掲載しています。

第37回 山梨県環境保全審議会

審議事項(1)「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」

事前の御意見に対する県の考え方について

No.	項目	御意見種別	御意見内容	御意見に対する県の考え方
				促進を取り上げます。
B-3	2(1)	追加	不法投棄防止	不法投棄については、環境の保全と創造のための施策1「環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり」の中の施策として取り上げるとともに、重点1「富士山及び周辺地域の良好な環境の保全」、重点5「廃棄物等の発生抑制等の推進」の中で細節として位置付けます。
B-4	2(7)	追加	自然災害の予防調査による生態系の回復 自然災害に備えるべく予め山間、河川周辺の雨水による予想される危険箇所住民への警告と対策指示。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
B-5	3(1)	追加	多様な自然環境の調査と保全	調査やモニタリングについては、施策6「環境の保全と創造のための基盤づくり」の中に位置付けます。
B-6	3(4)	挿入	自然とのふれあい	<u>御指摘を踏まえ、「自然のふれあい」を「自然とのふれあい」に修正し、施策3(4)は「自然とのふれあいの増進」とします。</u>
B-7	3(5)	追加	広域的街路樹	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。また、現在策定中の新緑化計画(仮称)にも関連するため、担当課へ御意見をお伝えします。
B-8	3(6)	追加	オオカミの導入による生態系の回復 *サル、シカ、イノシシなど有害獣の抑制効果で森林、農業被害防止 *シカが減ると野生動物の食物が確保され生物多様性が守られる。 *シカやイノシシが減ると山肌が守られ土石流災害を防止、水資源も確保される。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げません。
B-9	4(3)	追加	クリーンエネルギーの導入	<u>御意見を踏まえ、施策4「地球環境の保全に貢献する地域社会づくり」へ細節「クリーンエネルギーの導入促進」を追加します。</u>
B-10	4(3)	追加	産児制限による人口の抑制	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
B-11	5(6)	追加	産児制限の基準教育の提示	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
B-12	6(1)	追加	環境情報の総合的な収集・保管・提供体制の確立	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の

いただいた御意見については、一部要約等をして掲載しています。

審議事項(1)「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」

事前の御意見に対する県の考え方について

No.	項目	御意見種別	御意見内容	御意見に対する県の考え方
			今までの県の環境情報を一括して集めて保管・公開しているところがないため、調査の報告書等を集める場所が必要だと思います。もう一つは、標本収蔵庫がないということです。植物、動物の豊かな自然と言いながらその標本を保管する場所はありません。今それを作らなければ県外に保管をお願いするようになることは目に見えています。県民の財産を県内で見ることはできなくなります。県立博物館も環境科学研究所もその役割を果たしていません。今まで動植物研究者は県にお願いして来ましたがそれを理解していただくことはありませんでした。そのために調査・保管という言葉を追加させていただきました。	参考とさせていただきます。
B-13	6(4)	追加	環境情報資料の選択 肥沃な1平方キロメートルの土地が12人の人間と家畜と野生動物を申し分なく養うことができるという基準を参考に自然環境との適正人口化をはかり持続可能な環境を創出する。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
C 重点的に取り組む施策				
C-1	重点1	修正	富士山及び南アルプスの環境の保全 富士山は世界遺産に登録されその保全是大切であるが、南アルプスはエコパークとしてユネスコに申請中であることから追加してほしい。	富士山及びその周辺地域の環境の保全については、環境基本条例第21条の規定に基づき重点施策と位置付けるものです。南アルプスの環境の保全については、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
C-2	重点1	修正	自然環境の保全	重点1「富士山及び周辺地域の良好な環境の保全」は、富士山及び周辺地域に対し、特に地域的に焦点を当てるとする趣旨で設けたものです。自然環境の保全については、施策3「生物多様性に富んだ自然共生社会づくり」で取り上げます。
C-3	重点1(1)	修正	多様な自然環境の創出 富士山周辺は薄暗い人工林が3分の2も占めており自然林に戻すことが先決。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
C-4	重点1(2)	修正	優れた景観を入山制限で保全 自然や景観を守るには無制限な立ち入りを制限しなければならない。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
C-5	重点	修正	富士北麓の不法投棄の監視と対策等の推進	具体的な施策レベルの御意見であるため、

いただいた御意見については、一部要約等をして掲載しています。

審議事項(1)「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」

事前の御意見に対する県の考え方について

No.	項目	御意見種別	御意見内容	御意見に対する県の考え方
	1(3)		南麓は砂利道で林道には鍵が掛けてあり北麓は林道が舗装されて入林が自由、これでは不法投棄は防げない。せめて監視ビデオカメラかゲートの設置を。	節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
C-6	重点1(4)	追加	富士山のシンボルとしてオオカミ導入	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げません。
C-7	重点2	追加	間伐・植林の推進	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。なお、本県の森林・林業・木材産業の基本方針を示した「やまなし森林・林業再生ビジョン」(H24.3策定)に記載している内容です。
C-8	重点2(3)	加筆	緑化の推進と保護	重点2については節名を「健全な森林・豊かな緑の保全」とし「緑の保護」という内容を含んでいるため、細節へは反映しませんが、現在策定中の新緑化計画(仮称)にも関連するため、担当課へ御意見として連絡させていただきます。
C-9	重点2(3)	追加	クリーンエネルギー導入	クリーンエネルギーについては、施策4「地球環境の保全に貢献する地域社会づくり」、重点7「エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進」において細節として取り上げます。
C-10	重点2(3)	修正	自然林への転化による緑化の推進 杉、檜などは落葉しないので間伐整備されない限り下草や雑木が育たず豊かな植生にならない。また、植樹祭と称して道路や駐車場を設けることは環境破壊である。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
C-11	重点2(5)	追加	森林資源の適正管理	重点2(1)「森林の多目的機能の発揮の促進」に記載している内容です。
C-12	重点3	追加	外国人の土地購入の規制(飲料水確保) 飲料水(ミネラルウォーター)のくみ上の規制	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。なお、地下水及び水源地域の保全に関する条例に基づく規制については具体的な施策として記載する予定です。
C-13	重点3(2)	加筆	水質・水環境の保護	水環境という用語は国においても、水質を含む概念として使用されているため、現状のとおり「水環境の保全」とします。
C-14	重点3(2)	修正	広葉樹による水資源の保全 緑のダムと言われる広葉樹へと人工林を	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の

いただいた御意見については、一部要約等をして掲載しています。

審議事項(1)「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」

事前の御意見に対する県の考え方について

No.	項目	御意見種別	御意見内容	御意見に対する県の考え方
			見直す。	参考とさせていただきます。
C-15	重点 3(4)	追加	雨水の有効利用 激化する雨水を休耕田などを貯水池にし、洪水と旱魃に備える。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。なお、本県の水に関する素施策や事業の総合的な指針である「やまなし水政策ビジョン」(H25.6策定)に記載している内容です。
C-16	重点 3(5)	追加	雨水の地下浸透を促進する道路や側溝対策水を地下に浸透させ地下水の保全を図るため、通水性のある道路や側溝に改良する。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。なお、「やまなし水政策ビジョン」(H25.6策定)に記載している内容です。
C-17	重点 4	修正	環境保全に資する農山間地域	いただいた御意見も踏まえた中で検討を行い、重点4については、事前にお送りした際の「環境にやさしく自然と調和した美しい農村づくり」から、その対象を県土全般に広げ、「環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり」としました。
C-18	重点 4	追加	遊休地の活用、クラインガルテンの推進	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、施策の記述の参考とさせていただきます。なお、「やまなし農業ルネサンス大綱」(H23.12改定)に記載している内容です。
C-19	重点 4(1)	修正	環境にやさしい農業の推進 生産方式の導入は各種進められているので、今回は普及の促進がメインではないか。	いただいた御意見も踏まえた中で検討を行い、重点4については、事前にお送りした際の「環境にやさしく自然と調和した美しい農村づくり」から、その対象を県土全体に広げ、「環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり」とし、農業については4(2)「環境の保全に資する農業の促進」で扱うこととしました。いただいた御意見については、今後の施策実施や計画策定等の参考とさせていただきます。
C-20	重点 4(3)	追加	有機農業や家庭菜園の推進 有機肥料や生物農薬の使用、市街地空洞化による空き地利用でわずか4割の日本の食料自給率の向上を目指す。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。なお、「やまなし農業ルネサンス大綱」(H23.12改定)に記載している内容です。
C-21	重点 5	修正	有害物(物質)対策	有害物(物質)対策については、2(3)「化学物質による環境汚染の防止」に記載します。
C-22	重点	追加	廃棄物の排出抑制のところで最終処分場の	具体的な施策レベルの御意見であるため、

いただいた御意見については、一部要約等をして掲載しています。

審議事項(1)「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」

事前の御意見に対する県の考え方について

No.	項目	御意見種別	御意見内容	御意見に対する県の考え方
	5		確保について触れていますが、その前に再資源化施設の整備を取り上げていただきたいと思えます。	節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
C-23	重点6	追加	野良猫の捕獲	重点6「野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進」は鳥獣保護法に規定する野生鳥獣を対象として考えており、本節においては取り上げませんが、今後の施策等の参考とさせていただきます。
C-24	重点6(3)	追加	山岳環境の保全	山岳環境については、施策3(1)「多様な自然環境の保全」における施策として取り上げます。
C-25	重点6(3)	追加	オオカミ導入による有害獣対策の検討 頂点捕食者の不在により有害獣は増え続けもはや人間の手に負えない状況。根本的解決策として検討を。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げません。
C-26	重点7	追加	広域による太陽光の推進	太陽光発電については、重点7(1)「クリーンエネルギーの導入促進」の中の施策として位置付けます。
C-27	重点7(3)	追加	地熱発電開発の推進 クリーンエネルギーで地産地消が可能でしかも安全な地熱発電は世界でも有望視されている。日本には好都合なエネルギー源と技術がある。	県では、「エネルギー地産地消推進戦略」(H25.4)に基づき、太陽光発電、小水力発電、バイオマス、燃料電池の4つのクリーンエネルギーの導入を促進しています。いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
D その他				
D-1	その他		3.11による放射線量による大気汚染により国民が四季の山菜、きのこ、農作物、魚介類等が安心して食することができなくなっている。この自然の恵をいかに安心安全に食することができる日が待遠しく思う。特に今年はきのこ類が豊作との事、放射線量が高いため、安心、安全が奪われている。農作物、山菜等の安全の基準と範囲を定めてほしい。それらの環境を満した土地探しをする事も必要と思う。	放射性物質については施策2(5)「放射性物質の監視」で取り上げます。従来の快適さだけでなく、生活環境に対する一層の安全・安心が求められている昨今の状況に対応するべく、施策2「安全・安心で快適な生活環境づくり」として施策を体系付けます。なお、食の安全・安心については、県では山梨県食の安全・安心推進条例に基づく「山梨県食の安全・安心推進計画」(H24.8策定)により、施策を推進しています。
D-2	その他		内容の多くは現状維持に終始している。来るべき将来の対策を入れるよう望まれる。	大気・水質をはじめとした本県の環境は、概ね良好な状態で推移していることから、現在の計画の施策を継承し引き続き着実に推進していくことを主眼としています。ただし、新たな課題への対応として重点6「野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進」を新た

いただいた御意見については、一部要約等をして掲載しています。

審議事項(1)「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」

事前の御意見に対する県の考え方について

No.	項目	御意見種別	御意見内容	御意見に対する県の考え方
				に加えるとともに、既存の施策についても重点7「エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進」等、県の新たな取組を反映して見直しを行っています。
D-3	その他		急速に社会環境等々が変革をなしている現今に於いては、此の第2次概要が今は最善の策と解釈します。殊に、赤字の変更箇所が追補された事に依って。猶、私の雑観から、「やまなしのエネルギー地産地消」の下での現行の再生可能エネルギーの電源構成の割合を向上させて行く過程で、面的拡大を有する太陽光発電の今日的方式のメガソーラーパネル以外に、立体的構造を成した日照時間日本一を誇るやまなしならではの太陽光発電の技術開発を！将来的には必ず面的拡大化したソーラーパネルは、異様な景観として我々人間社会に映るであろう。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
D-4	その他		「第2次環境基本計画」(仮称)の概要ですが、計画を目指すべき将来像が4つの分野に分かれています。次に環境の保全と創造のための施策の展開があり、その分野ごとの施策の推進と分野横断的な施策があります。文言は分かりやすくよいと思います。更に、重点的に取り組む施策がありますが、分野別のどの項目から出され、どのようにつながり、どの将来像に行きつくのか一目では分かりません。簡単に判別できるような並べ方や書き方をしていただくと理解しやすくなるように思います。	<u>環境の保全と創造のための施策と重点的に取り組む施策の関係性については、より理解しやすい説明とするため、計画本文作成の際に検討します。</u>
D-5	その他		世界的に見ると、人口は増え続けており、一方で開発途上国が先進国を急速に追いつける状況にあり、これにより、資源枯渇と地球温暖化などの環境破壊が起きていることはあえて言うまでもないことです。 その中で、将来へ向けた今一番の課題は、温暖化防止対策を含めた新エネルギーの確保と資源循環を目指す廃棄物対策、そして食料・水資源の保護と考えています。 環境基本計画では、そういう視点からエネルギーの確保に向けた各自の自覚と廃棄物を中心とした資源循環型社会への積極参加、そして食糧・水を大切に、出来れば自給自	御提言いただいた事項については、「山梨県地球温暖化対策実行計画」、「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」、「第2次山梨県廃棄物総合計画」、「山梨県食の安全・安心推進計画」、「やまなし水政策ビジョン」といった各分野の実行計画等において取り上げています。環境基本計画については、各計画との整合・連携を図るとともに、御意見については今後の参考とさせていただきます。

いただいた御意見については、一部要約等をして掲載しています。

審議事項(1)「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」

事前の御意見に対する県の考え方について

No.	項目	御意見種別	御意見内容	御意見に対する県の考え方
			足への努力を訴えるものにしていただきたいと思えます。	
D-6	その他		FIGUの情報資料に基づいた環境基本計画の策定や学習、人材育成の推進 FIGUの人間と環境に関する知識は膨大で私の知る限り世界で最も優れ、また活動も人口過剰の抑制やオゾン層の破壊をいち早く警告し長きにわたって世界中の政府やマスコミに警告や助言を行っている。FIGUが提唱する地球環境の適正人口は5億2千900万人であり、自然環境に見合った適正な人口指数、肥沃な土地1km ² 当たり12人の人間と家畜と野生の動物を申し分なく養える。あらゆる害悪はひとえに人口過剰によるもので、産児制限の規則適用や外国人労働者、移住促進を規制するなどを基本目標に据えた今後の取り組みを進めるなら環境基本計画のほとんどは解決できると見られる。また、環境科学研究所に人口過剰の推移とそれに伴う諸問題の増加や対策として図式化された資料を展示することは全国に先駆となり環境日本一を目指す環境教育にとって必要であろうと提案したい。	具体的な施策レベルの御意見であるため、節、細節としては取り上げませんが、今後の参考とさせていただきます。
D-7	その他		オオカミの導入は自然も生物多様性も人も水資源も救うまさに自然の守り手である。日本における人口過剰の影響でオオカミは家畜を襲う、野蛮なオオカミが居ては文明国とは言えないとの明治政府の代に懸賞金を掛けられ絶滅させられた。 この誤った政策により、頂点捕食者を失った生態系はバランスを失いサル、シカ、イノシシが有害獣となり農業被害は全国で200億、森林被害や電柵、網、駆除費用などは算定の仕様がなほ莫大だ。有害獣対策の電柵や網などはこれからもますます増え続け美しい農村づくりとほど遠い醜い景観を成しており、併せて耕作意欲の喪失で耕作ほうき地も同様である。また被害は富士山や南アルプスに於いてもシカによる食害は地面と口が届く範囲は食い荒らされ落ち葉まで食べるので腐葉土が形成されず雨によってすぐに土壤	わが国の固有種であるニホンオオカミは、既に絶滅したものとされており、オオカミ導入のためには、本来、日本の自然には存在しない外来種を導入することの是非そのものの判断が求められるだけでなく、生態系や人間活動に与える様々な影響を考慮する必要があります。その必要も含め、国レベルで検討すべき課題と考えます。

いただいた御意見については、一部要約等をして掲載しています。

審議事項(1)「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」

事前の御意見に対する県の考え方について

No.	項目	御意見種別	御意見内容	御意見に対する県の考え方
			<p>が崩れ踏み荒らしや獣道を雨水が流れ土石流を引き起こすと同時に雨水の地下浸透の減少も引き起こし地下水減少の原因ともなる。</p> <p>シカが増えすぎるとアメリカのイエローストーンを例にするとオオカミを絶滅させたところエルク鹿が増え過ぎあらゆる植物や木を食べてしまい他の野生動物の住処や餌が奪われ生物多様性が失われた。それでカナダからオオカミを導入した結果エルクが減って他の野生動物も自然も回復して元に戻っている。</p> <p>ヨーロッパでもオオカミを導入保護は当たり前となっており、FIGUもオオカミは危険ではないと導入を良い計画だと勧めてくれている。日本は遅れておりこのままでは国が掲げる生物多様性も県の環境基本計画の達成もおぼつかない。</p> <p>富士山や南アルプスにオオカミが導入されれば富士山の世界文化遺産として相応しい存在で五合目の展望台からも観察でき全国や世界から注目されるだろう。南アルプスや世界自然遺産やエコパークを目指しておりオオカミの導入は自然保護とともにミネラルウォーターの産出県でもある地下水の保全にも寄与する。また環境科学研究所にオオカミの博物展示できるならオオカミの多様な役割が理解され環境教育に寄与するとともに来館者の増加にも結び付くと思われる。</p>	
D-8	その他		<p>地熱発電の開発で地産地消と安全でクリーンなエネルギーの確保</p> <p>3.11以降、安全なエネルギーの要求が急速に高まったが地熱エネルギーは影が薄かった。この時期にFIGUは注目すべき提案をした。以下抜粋「クリーンな発電所に残された手段は事実上風力、水力および太陽光だけである。今後クリーンなエネルギー回収技術として追求されるのは、地中のきわめて深い場所の地熱を大規模な熱発電所で利用することだ。なぜならそれによって地球のすべてのエネルギー問題は電気に関しては解決されると見られるからである。それにより道路交通および水上交</p>	<p>県では、「エネルギー地産地消推進戦略」(H25.4)に基づき、太陽光発電、小水力発電、バイオマス、燃料電池の4つのクリーンエネルギーの導入を促進しています。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

いただいた御意見については、一部要約等をして掲載しています。

第37回 山梨県環境保全審議会

審議事項(1)「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」

事前の御意見に対する県の考え方について

No.	項目	御意見種別	御意見内容	御意見に対する県の考え方
			<p>通はすべて電力によって駆動され、有害な排出が大気や環境に達することはなくなる。内燃機関を利用している自動車やあらゆる種類の機械などは、ついに姿を消すだろう。だが「賢い」エネルギー学者やすべての責任ある為政者などが今日に至ってもなおこの解決に思い至らないのか、実に不思議である。地中の熱を利用できるような巨大な熱発電所によって、実際に地球人類のすべてのエネルギー問題は解決でき、有害物質を発生することも、GAUやスーパーGAUの危険を恐れる必要もなからう。」と述べています。幸いなことに日本には世界3位の地熱エネルギーがあります。そして世界に誇る地熱発電技術があり、北海道と秋田で地熱発電の開発が始まっています。</p>	

いただいた御意見については、一部要約等をして掲載しています。